

議案第46号

指定管理者の指定について（大阪市立十三駐車場ほか3施設）

大阪市立十三駐車場ほか3施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 駐車場の名称

大阪市立十三駐車場

大阪市立新大阪駅南駐車場

大阪市立新大阪駅南第2駐車場

大阪市立宮原地下駐車場

2 指定管理者

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167番

一般財団法人 京都市都市整備公社

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

十三駐車場ほか3施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略